

# 原発10年ごと審査了承

## 規制委 60年超審査の検討先送り

原発の運転期間が延長される方針を受け、原子力規制委員会が21日、新たな安全規制ルールの骨子案を了承した。運転開始30年から10年ごとに安全審査をする内容。経済産業省の案では現在認められていない60年超の運転が可能になるが、60年超に向けた審査手法は改めて検討する。2011年の東京電力福島第一原発事故を教訓に決められたルールが変わることになる。

運転期間の規定は、規制委が所管する原子炉等規制法（炉規法）から削除される。規制委は22日から30日間、国民から意見を募るパブリックコメントを実施。年内に電力会社などと意見交換する会合を開く。

現行の原則40年最長60年の運転期間は「40年ルール」と呼ばれる。40年を前に原子炉の劣化状況などを調べ、規制委が認めれば最長60年まで延ばせる仕組みで、原発事故後に導入され

た規制の柱の一つだ。これとは別に、運転30年から10年ごとに長期的な施設の管理方針などを評価する制度もあり、新ルール案では二つの制度を統合する形で運転開始30年から審査を始める。10年ごとの認可を受けたいと運転できない▽事業者の評価だけでなく、劣化のデータそのものや測定方法についても審査の対象にする——といった手続きは厳格化されるものの、「手続きは変わるが、

見る中身は変わらない」（規制庁の担当者）という。

運転期間の数は、規制委と経産省それぞれの案で異なる。経産省は、最長60年と定めている運転期間について、再稼働に必要な審査などで停止している期間を除外して延ばす方針を固めている。10年間停止した場合、運転開始から70年まで運転できる。規制委は停止期間は除外せず、運転開始からの年数に基づいて規制を実施する。

運転期間の延長は、8月のGX（グリーン・トランスポーテーション）実行会議での岸田文雄首相の指示を受け、経産省が検討してきた。運転期間について経産省所管の法律で規定し直す方針。運転期間はこれまで安全を最優先に決められていたが、今後は経産省が利用政策の観点も加味して判断することになる。

規制委の山中伸介委員長は「厳格な規制を行える内容になった。重要な劣化事象の兆候を見逃さず、実際の保全活動に的確に反映していくことが可能になると考えている」と述べた。

（山野拓郎、佐々木凌）

原子力規制委員会と経産省の  
原発の運転期間の考え方の違い  
運転開始から70年、停止期間10年の場合は...

